

普天間飛行場の危険性除去のための米軍基地キャンプ・シュワブ辺野古崎への移設促進を求める意見書

普天間飛行場の返還について、1996年の日米両政府によるSACO合意から既に23年が経過している。返還合意の原点は「住宅密集地で市のど真ん中にあり、万が一事故が発生すると人命を失うおそれが強い普天間飛行場の早期の危険性除去」である。

宜野湾市民は、戦後74年間も普天間飛行場から発生する事件・事故等の被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、既に限界に達しており1日も早く普天間飛行場の基地被害から解放されるべきである。

しかしながら、現在、政府と沖縄県の普天間飛行場に関する議論は移設先のみを終始し、当事者である宜野湾市民が置き去りにされ、不安、危惧を抱かずにはいられない。

本市議会はこれまで、1日も早い普天間飛行場の危険性の除去を図るべく、早期返還を求め、日米両政府においてあらゆる手段を講ずるよう決議及び意見書を可決し要請をしてきた。

日米両政府において普天間飛行場の移設先は、米軍基地キャンプ・シュワブ辺野古崎が唯一の解決策としている以上、苦渋の決断の時期と思慮せざるを得ない。

そのことは、2016年10月に宜野湾市民の安全な生活を守る会が行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万名余が署名したこと、また、2013年8月に基地統合縮小実現県民の会が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名に、3カ月の短期間にもかかわらず7万3,491名が署名したことにもあらわれている。

普天間飛行場の1日も早い危険性除去のため、同飛行場の米軍基地キャンプ・シュワブ辺野古崎への移設・統合を進めるべきである。

よって、本市議会は、9万9千人余の市民の尊い生命や財産を守るため下記事項を強く要請する。

記

- 一 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を1日も早く解消すること。
- 一 日米両政府において唯一の解決策とされ、実行されている米軍基地キャンプ・シュワブ辺野古崎への移設・統合を促進すること。
- 一 日米両政府において普天間飛行場の運用停止時期を新たに定めること。
- 一 飛行場の場周経路は、学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けること。
- 一 22時から6時の間の飛行を禁止すること。
- 一 ジェット戦闘機等の外来機の飛来を禁止すること。
- 一 沖縄県内においてさらなる基地の整理・縮小を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

沖縄県宜野湾市議会

宛先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長、沖縄県知事